

第 21 回 運転・保守分科会議事録

1. 日 時：平成 22 年 11 月 24 日（水） 13：30～14：30

2. 場 所：航空会館 5 階 501 会議室

3. 出席者：（敬称略，順不同）

出席委員：長崎分科会長（東京大学），横尾幹事（東京電力），有馬（日立 GE ニュクリア・エッジ），清水（東芝），小川（中国電力），久野（中部電力），鞍本（電源開発），坂佐井（日本原子力発電），幅野（東京電力），古田（電気事業連合会），渡辺（原子力安全基盤機構），杉山（北海道大学），山口（大阪大学），坂元（日本原子力技術協会），奥野（原子力発電訓練センター）（計 15 名）

代理出席：嶋原（三菱重工業 宮口代理），石坂（北海道電力 伊藤代理），高島（北陸電力 中田代理），迫田（九州電力 中牟田代理），石井（原子力安全基盤機構 滝田代理）（計 5 名）

欠席委員：高橋（関西電力），山田（四国電力），渡邊（東北電力），中川（発電設備技術検査協会），小坂（原子力安全・保安院），忠内（原子力安全・保安院），鈴木（BWR 運転訓練センター）（計 7 名）

オブザーバ（含説明者）：大和田（運転管理検討会，東京電力），井川（運転管理検討会，中部電力）（計 2 名）

事務局：牧野，高須，糸田川，大滝，井上（日本電気協会）（計 5 名）

4. 配付資料

資料 21-1 第 20 回運転・保守分科会 議事録（案）

資料 21-2 運転・保守分科会 委員名簿及び各検討会委員名簿（案）

資料 21-3-1 JEAC4804-201X「原子力発電所運転責任者の判定に係る規程」改定案に関する公衆審査意見対応表

資料 21-3-2 JEAC4804-201X「原子力発電所運転責任者の判定に係る規程」新旧比較表（公衆審査意見に対する対応）

資料 21-3-3 JEAC4804-201X「原子力発電所運転責任者の判定に係る規程」改定案

参考資料 1 第 38 回原子力規格委員会 議事録（案）

5. 議事

(1) 会議定足数の確認，他

事務局より代理出席者 5 名とオブザーバの紹介があり，長崎分科会長より承認された。本日の出席委員は，代理出席者を含めて 19 名で，委員総数 27 名に対し会議開催条件の「委員総数の 2/3(18 人)以上の出席」を満たしていることの報告があった。（審議事項に入る前に，出席者は 20 名になった）

(2) 前回分科会議事録（案）の承認

事務局より，資料 21-1 に基づき，前回議事録（案）の紹介があり，コメントはなく承認された。

(3) 第 38 回原子力規格委員会議事録（案）の紹介

事務局より，参考資料 1 に基づき，第 38 回原子力規格委員会議事録（案）のうち，主な議事

および運転・保守分科会関連の事項が紹介された。

(4) 運転・保守分科会委員変更の紹介および各検討会委員変更の審議

事務局より、資料 21-2 に基づき、運転・保守分科会委員 6 名の変更が第 38 回原子力規格委員会で承認されたとの紹介があった。また、各検討会委員について、下記の通り委員変更が紹介され承認された。

【運転管理検討会】 1 人
・ 富田久志（東京電力） 大和田勝（東京電力）

(5) 公衆審査における意見対応案の審議

1) JEAC4804 「原子力発電所運転管理責任者の判定に係る規程」改定案

運転管理検討会の幅野主査、坂元委員、井川委員、大和田委員より、資料 21-3-1～21-3-3 に基づき、JEAC4804 「原子力発電所運転管理責任者の判定に係る規程」改定案の公衆審査における意見対応案について説明があった。本件は、公衆審査を平成 22 年 11 月 15 日(月)～平成 23 年 1 月 14 日(金)の期間で実施中だが、廃止措置段階の運転業務について 2 件の意見を受けたため、その回答案を審議するものである。審議の結果、本対応案は編集上の修正を超えているとの判断より、係数に係る変更部分のみの範囲についての書面投票を実施することについて決議を行ったところ、賛成多数により可決された。また、現在公衆審査途中なので、今後意見が出されることも考えられるが、その場合エディトリアルなもの対応については分科会長と検討会に一任、エディトリアルを超えるような対応をしなければならないようなものが出てきた場合については、改めて分科会で審議することとなった。

今後の進め方については下記の通り。

- ▶ 書面投票期間は、11 月 25 日(木)～12 月 1 日(水)17 時までの 1 週間とする。
- ▶ 書面投票における誤字・脱字の指摘等に対する軽微な修正については、分科会長の判断に一任する。
- ▶ 書面投票の結果、反対意見付き反対がなく、賛成票が投票数の 3 分の 2 以上で可決となる。可決した場合は、次回の原子力規格委員会(12 月 15 日開催予定)へ上程する。書面投票が可決に至らなかった場合は、原子力規格委員会規約に基づき意見対応を実施する。

主な質疑・コメントは以下の通り。

- ・ 資料 No.21-3-2 の(参考資料)表左肩に、「【注意】評価結果は現係数の根拠を示したものではない」との記述があるが、廃止措置段階の係数が 1.0 ではなく 0.8 とする理由が、この参考資料であると理解するが、そうではないのか。この【注意】書きの意味がわからない。この注釈は、参考評価として記載している各業務の係数について、当初これを規定した時の根拠を調べたが、わからなかった。現係数を設定したときの根拠を示したのではなく、再整理したらこの様な理由になりましたという意味合いで記述したが、言葉足らずの所がある。
- ・ これらの係数を決めるために、何か定量的な指標が必要だとは必ずしも思わない。関係者のコンセンサスにより、これなら妥当であるという判断をされたということだと思うが、そういう意味では、この【注意】書きは無くてもよいのではないか。逆に、この【注意】書きがあるために、この資料の意味合いがよくわからなくなってくる。

資料作成時に、迷った末に残したものだが、特に削除しても問題ない。今後、原子力規格委員

- 会の審議に諮った場合も同様なコメントが予想されるので、資料から【注意】書きを削除する。
- ・同資料の凡例で、 は期待度が「標準と同等」とあるが、この標準とは何を言っているのか。ここで言う標準とは、係数 1.0 の「実用炉の運転業務」の中の「運転段階の原子炉施設」における業務のことである。
 - ・説明されればわかるが、「運転段階の原子炉施設」を標準とする、という説明書きがないので、この資料だけを見た時に、何が標準なのかわからなくなる。
標準についての説明を追加する。
 - ・資料 21-3-2 の改定案で、表 1 の脚注に、b)は「実用炉の運転業務」の定義、c)は「廃止措置段階の原子炉施設における運転業務」の定義がされているが、表 1 に使われている用語と見比べてみると、「実用炉の運転業務」は運転段階と廃止措置段階の両方を含めたものになっているが、「運転段階の原子炉施設における運転業務」が定義されていない。定義した方がわかりやすいと思うが、このような定義にした理由は何か。
係数を分けることによって、運転段階と廃止措置段階の定義が必要になったが、廃止措置段階は定義しておかないとわからないだろうということから、脚注に書いた。一方、運転段階の方は書かなくてもわかるだろうと言うことで特に記述しなかった。
 - ・実務をやっておられる方からするとそうなのかも知れないが、「実用炉の運転業務」には運転段階と廃止措置段階の 2 つがあるが、全体とその一部だけを定義しているので少し違和感があるが、実務をする方がわかるのであればよい。

6. その他

(1) 発刊準備中の規格状況

JEAG4102「原子力発電所の緊急時対策指針」改定案は、平成 22 年 8 月 27 日で公衆審査を終了した。意見 2 件の回答をホームページに掲載済で、11 月 30 日に発刊予定。

(2) 次回分科会日程は、平成 23 年 2 月 23 日（水）13:30～とする。議案は下記の予定。

- 平成 23 年度活動計画（案）の審議
- 「運転訓練シミュレータに係る規程」制定案（中間報告）

以 上